

## 関連規制について

### 医療法は、「非営利原則」を規定

医療法において、「病院を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない」が、「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができる」と規定されている。（但し、明確な禁止規定ではない。）

#### 【医療法第七条第一項】

病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

#### 【同条第五項】

営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

### 「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」(昭和25年厚生事務次官通達)による禁止

「従来株式会社等商法上の会社組織により医療事業を行っていたものについては、できるだけ医療法人によるよう組織変更せしめると共に、今後会社組織による病院経営は認めない方針をとり、本制度を活用せられたいこと」との通達により、株式会社による医療分野への参入を実質的に禁止している。

#### 【医療法の一部を改正する法律の施行に関する件（昭和二五年八月二日・発医第九八号）】（各都道府県知事あて厚生事務次官通達）

##### 第一 一般事項

四 従来株式会社等商法上の会社組織により医療事業を行っていた者については、できるだけ医療法人によるよう組織変更せしめると共に、今後会社組織による病院経営は認めない方針をとり、本制度を活用せられたいこと。

## 医療法人制度について

医療法上、「医療法人」を設立すれば病院を開設することができるが、剰余金の配当を禁止するなど厳しい要件(注)が課せられているため、外部から出資を受けたり、経営の参画を受けたりすることが事実上できない。

### 医療法人に関する主な要件

#### 剰余金の配当を禁止(=利益分配を禁止)

##### **【医療法第 54 条】**

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

#### 役員には理事 3 名以上、監事 1 名以上を置くこと

##### **【医療法第 46 条の 2】**

医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。

#### 理事長は、原則、医師又は歯科医師(それ以外の場合は、都道府県知事の認可が必要)

##### **【医療法第 46 条の 3】**

医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

#### 附帯業務は、本来事業に支障のない範囲で、介護保険事業など一定の業務に制限

##### **【医療法第 42 条】**

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

- 一 医療関係者の養成又は再教育
- 二 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 四 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

- 五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- 七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施

### 医療法人に対する出資・寄附の制限について

営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員になれないとされている。

**【平成3年1月17日指第2号東京弁護士会会長宛 厚生労働省健康政策局  
指導課長回答】**

営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。